平成２０年（フ）第２０８３号
堺市西区鳳中町２丁23番地28、前住所堺市西区鳳東町７丁799番地　ライブヒルズ鳳902号
債務者　福山　次郎
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
大阪府高石市西取石５丁目８番40号
債務者　東野　直子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション202号、前住所大阪府羽曳野市軽里２丁目86番地の３
債務者　河野　昌幸
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４０号
堺市堺区西湊町４丁３番15号
債務者　ダイゴ建設こと　大寺　　悟
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
長崎県諫早市栄田町11番16号
債務者　荒木　船一
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
長崎県大村市武部町224番地　田中建設アパート３号
債務者　岩﨑　円佳
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
長崎県諫早市真崎町1159番地２、前住所長崎市矢上町488番地201
債務者　赤瀬　具美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
長崎県諫早市小船越町761番地４
債務者　大田黒　敦
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
長崎県大村市富の原１丁目1127番地９
債務者　永田　行弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
長崎県大村市桜馬場１丁目428番地１コーポゆき202、前住所長崎県佐世保市瀬戸越町1229番地
債務者　溝上　弘藏
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
長崎県諫早市泉町16番25号
債務者　前田美枝子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
長崎県諫早市多良見町化屋1378番地47、前住所長崎県西彼杵郡多良見町化屋名719番地２めぞんどぼうてビル４Ｆ
債務者　**葛**野　達也
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
長崎県諫早市多良見町化屋1378番地47、前住所長崎県西彼杵郡多良見町化屋名719番地２めぞんどぼうてビル４Ｆ
債務者　**葛**野喜美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
京都府京丹後市大宮町周枳2171番地オルテンシアⅡ101号、前住所京都府宮津市字喜多922番地の１
債務者　中岡　絢香（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４６４５号
大阪府門真市江端町40番８―310号
債務者　田頭沙斗美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９２号
大阪市大正区泉尾２丁目23番18号、住民票上の住所大阪市大正区泉尾５丁目15番17号
債務者　江口　忠仁
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６２号
大阪府東大阪市日下町２丁目２番32号
債務者　谷工務店こと　谷　　未男
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部